

正職員特別退職金、弔慰金、障害見舞金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ささゆり会（以下「本法人」という）に勤務する正職員（以下「職員」という）の正職員特別退職金（以下「退職金」という）、職員の定年退職後に再雇用する嘱託職員の嘱託職員特別退職金（以下「嘱託退職金」という）、職員の弔慰金及び職員の障害見舞金の取り扱いを定めるものである。

第2章 生命保険契約

(生命保険契約)

- 第2条 本法人はこの規程による退職金、弔慰金、障害見舞金の支給を確実にするため、生命保険会社との間で生命保険契約を締結する。なお、この生命保険契約によって保険会社より支払われた金銭は、退職金、弔慰金、障害見舞金の支給を確実にするため本法人に帰属する。よって、本人がこの保険金を受領できるものではない。これにより、本法人に不測の事態があった場合も、退職金、弔慰金、障害見舞金を支給することができる。
- 2 前項の生命保険契約の締結は、次のいずれかの職員で職員としての勤続年数が5年以上の者に限定する。なお、勤続年数には休職期間（出向期間を除く）、産前産後休業期間、育児・介護休業期間および1か月以上継続して欠勤していた期間はこれを通算しない。また、職員が第4条第1項の各号に該当した時以降に生命保険契約を解約する。時期は本法人が決定する。
- (1) 本規程の適用日に55歳未満の者
- (2) 本規程の適用日以降に本法人の職員となった者については、入職日（パートタイマー、嘱託職員から職員となった者は職員となった日）に50歳未満の者
- 3 第3章の退職金、第4章の弔慰金、第5章の障害見舞金については前項で生命保険契約を締結していない職員を含めすべての職員に本規程を適用し支給する。
- 4 本条第2項で本法人が生命保険会社と締結した保険において、職員が次のいずれかの状態に該当したときは、保険約款所定の保険金については生命保険会社から本法人に支払う。
- (1) 不慮の事故・感染症により死亡または、保険約款所定の高度障害状態に該当したとき。
- (2) 死亡または病気・ケガにより保険約款所定の高度障害状態に該当したとき。ただし、前号で保険金が支払われる場合を除く。
- 5 本法人は職員本人、または遺族（法定相続人）に対して本規程第3章の退職金、第4章の弔慰金、第5章の障害見舞金を支払う。なお、前項の保険金の全額が本法人から本人に支給されるわけではない。
- 6 生命保険の保険契約日は毎年4月1日時点で、勤続年数が5年以上且つ保険会社が認めた者とする。

第3章 退職金

(対象者)

第3条 退職金は退職時に就業規則で定める職員であった者に支給し、パートタイマー、嘱託職員、準職員および登録ヘルパーには支給しない。ただし、職員の定年退職後に再雇用する嘱託職員が退職する場合には本規程を適用し嘱託退職金を支給する。また、職員（職員の勤続年数が3年以上の者）から1週の所定労働時間が30時間以上のパートタイマーに転換された者についても、パートタイマーに転換後8年間は本規程を適用し退職金を支給する。

(支給基準)

第4条 退職金は、職員としての勤続が満5年以上の職員が次の各号の一に該当して円満退職する時に本規程に基づいて支給する。ただし、弔慰金および障害見舞金が支給される者には支給しない。

(1) 職員が定年により退職したとき。

(2) 本法人の都合により退職したとき

(3) 休職期間（出向を除く）が満了し退職したとき

- (4) 自己の都合により退職したとき
- (5) 職員からパートタイマーに転換したとき。ただし、職員（職員の勤続年数が3年以上の者）から1週の所定労働時間が30時間以上のパートタイマーに転換された者については、パートタイマーに転換後8年を経過したとき、またはパートタイマーに転換後8年以内に退職したとき
- 2 この規程で職員の定年退職とは本条第1項第1号をいう。
- 3 この規程で職員の中途退職とは本条第1項第2号から第7号をいう。ただし、第1項第2号または第1項第3号に該当した場合で、本法人が特に認めた場合は定年退職として取り扱うことがある。

(退職金の支給額の算出方法)

- 第5条 退職金の支給額は別表「正職員特別退職金」の定める金額とし、退職時の基本給と勤続年数を基準にそれぞれ算出し、退職金額を比較して少ない額とする。なお、退職金の支給額を算定するにあたって、その者が前条第2項で規定する定年退職の場合は別表「正職員特別退職金」の甲欄、前条第3項で規定する中途退職の場合は別表「正職員特別退職金」の乙欄を適用する。
- 2 第9条で退職金が年金で支給される者は、本条第1項の額に1.05を乗じた額を退職金の額とする。
 - 3 別表「正職員特別退職金」の基本給は各職員の退職時の基本給とする。ただし、職員（職員の勤続年数が3年以上の者）から1週の所定労働時間が30時間以上のパートタイマーに転換された者で、8年以内に再度職員に転換されなかった者についてはパートタイマーへの転換日の前日の基本給とする。
なお、基本給の上限は295,000円とする。
 - 4 本条第1項の勤続年数の計算は次のとおりとする。
 - (1) 入職日（パートタイマー、嘱託職員から職員となった者は職員となった日）から退職日（職員からパートタイマーとなった者はパートタイマーとなった日の前日）までとする。
 - (2) 休職期間（出向期間を除く）、産前産後休業期間、育児・介護休業期間および1か月以上継続して欠勤していた期間についてはこれを通算しない。
 - (3) 準職員から職員になった者の準職員であった期間については5分の3を乗じて計算し、勤続年数に通算する。
 - (4) パートタイマー、嘱託職員から職員に転換された者で、1週の所定労働時間が30時間以上で勤務したパートタイマー、嘱託職員としての期間がある者は、当該期間については5分の3を乗じて計算し、勤続年数に通算する。
 - (5) 職員（職員の勤続年数が3年以上の者）から1週の所定労働時間が30時間以上のパートタイマーに転換された者については、1週の所定労働時間が30時間以上で勤務したパートタイマーとしての期間については、5分の3を乗じて計算し、勤続年数に通算する。ただし、パートタイマーに転換後、8年以内に再度職員に転換されない場合はパートタイマーに転換された日から8年を経過した日までを上限とする。
 - (6) 職員（職員の勤続年数が3年以上の者）から1週の所定労働時間が30時間以上のパートタイマーに転換された者で、パートタイマーに転換後8年以内に再度職員に転換された場合は、パートタイマーへの転換前に職員であった期間と、1週の所定労働時間が30時間以上で勤務したパートタイマーとしての期間に5分の3を乗じて計算した期間を勤続年数に通算する。
 - (7) 本法人を退職した者が、再度本法人へ入職したときは、以前に退職した勤続期間については勤続年数に通算しない。
 - (8) 勤続年数に1か月未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
 - (9) 勤続年数の上限は30年とする。

(嘱託職員の嘱託退職金支給額の算出方法)

- 第6条 職員の定年退職後に再雇用する嘱託職員である者については、本条を適用して嘱託退職金の支給額を算定する。なお、本規程の施行時に、職員の定年退職後に再雇用する嘱託職員である者については、前条は適用せず本条を適用して、嘱託退職金の支給額を算定する。
- 2 嘱託職員の嘱託退職金の支給額は別表「嘱託職員特別退職金」の定める金額とし、退職時の勤続年数を基準に算出する。なお、退職時の勤続年数が3年未満の嘱託職員には嘱託退職金は支給しない。
 - 3 退職金の支給額を算定するにあたって、嘱託職員が次の第1号に該当する場合は当然退職とし、別表「嘱託職員特別退職金」の甲欄を適用する。また、次の第2号から第6号に該当する場合は中途退職とし、別表「嘱託職員特別退職金」の乙欄を適用する。ただし、次の第2号または第3号に該当した場合で、本法人が特に認めた場合は、別表「嘱託職員特別退職金」の甲欄を適用することがある。
 - (1) 職員の定年退職後に再雇用した嘱託職員が契約期間満了により退職したとき

- (2) 業務上の傷病により死亡したとき
- (3) 本法人の都合により退職したとき
- (4) 休職期間（出向を除く）が満了し退職したとき
- (6) 自己の都合により退職したとき

4 本条第2項の勤続年数の計算は次のとおりとする。

- (1) 嘱託職員となった日から退職日までの期間で、週の所定労働時間が30時間以上あった月を1か月として計算する。なお、1か月とは毎月1日から末日までとする。
- (2) 休職期間（出向期間を除く）、産前産後休業期間、育児・介護休業期間および1か月以上継続して欠勤していた期間についてはこれを通算しない。
- (3) 職員の退職金を支給される者については、前条（退職金の支給額の算出方法）に定める勤続年数については通算しない。ただし、職員の退職金を支給されない者については職員であった期間を通算する。
- (4) 勤続年数に1か月未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
- (5) 勤続年数の上限は10年とする。

（功労加算）

第7条 在職中特に功労のあった、職員または職員の定年退職後に再雇用する嘱託職員（以下「職員等」という）に対しては、理事会の承認により功労加算を行うことがある。

（不支給および減額）

第8条 就業規則等に定める懲戒処分によって解雇された者等の退職金および嘱託退職金の取り扱いは、次のとおりとする。

- | | |
|--|---|
| (1) 懲戒解雇のとき | 支給しない。 |
| (2) 懲戒解雇事由に相当する背信行為を行ったとき | 支給しない。 |
| (3) 論旨退職のとき | 情状により50%以上を減額する。 |
| (4) 退職後、業務により知り得た個人情報、本法人の機密情報等を他に漏らしたり、盗用したとき | 支給しない、あるいは情状により50%以上を減額する。 |
| (5) 退職後、同業他社に就職し、または競業活動を行うなど背信行為があったとき | 本法人の判断により、支給しない、あるいは情状により50%以上を減額することがある。 |
| (6) 退職時に本法人が指定する引継ぎを完了しないとき | 本法人の判断により、情状により50%以上を減額することがある。 |

（支払方法）

第9条 職員に支給する退職金は、第4条第1項第1号で規定する定年退職により退職する者で、退職金の額が250万円以上の者は、全額を年金として15年間で支給する。1回の支給額は「退職金額÷支払回数（15年間×年3回＝45回）」とする。

- 2 職員で第1項に該当する者以外は退職金を一時金として支給する。
- 3 第1項に該当する者で本人が希望し、本法人が認めた場合は一時金として支給する。
- 4 嘱託職員に支給する嘱託退職金は一時金として支給する。

（支払手段）

第10条 退職金および嘱託退職金は、通貨で直接本人へ支払うか、本人が届け出た口座へ振り込むことによって支払う。但し、振込手数料は受取人負担とする。

（支払時期）

第11条 退職金を一時金で支給する場合は、原則として、第4条第1項の各号に該当した日から5か月以内に支給する。また、嘱託退職金を支給する場合は第6条第3項の各号に該当した日から5か月以内に支給する。

- 2 退職金を年金で支給する場合は、第1項を適用せず15年間に分割して支給する。分割して支給する場合の支給月は年に3回（4月、8月、12月）とし、1回目の支給は本法人を退職した日から5か月以内とする。
- 3 生命保険会社から保険金の入金がある場合は、保険金の入金後に支給する。ただし、理事会の承認が

ある場合はこの限りではない。

- 4 第8条に該当する可能性があり、調査期間が必要な場合は調査が終了するまで支払いを留保する。
また、次のいずれかに該当するときは、本条第1項及び第2項の支給期日を延期する。
- (1) 後任者との引き継ぎが十分でない時
 - (2) 本法人の貸与品を返還しない時
 - (3) 本法人の貸付金を返還しない時
 - (4) その他退職に当たり本法人の指示命令に従わない時

(死亡退職時等の取り扱い)

- 第12条 職員等が死亡した時は、退職金、嘱託退職金（以下「退職金等」という）は遺族に対して支払う。
- 2 退職金を年金で受給中の者が死亡した時は、残余期間分の年金は遺族に対して支払う。
 - 3 遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を適用する。
 - 4 支払いを受けるべき遺族に同順位者が2人以上いる時の取り扱いは、その都度定める。

(受給権の処分禁止・差し押さえ禁止)

- 第13条 職員等は、退職金等を受ける権利を譲渡し、または担保に供してはならない。又、第三者はこれを差し押さえることができない。

(債務の弁済)

- 第14条 本法人に対し弁済すべき債務がある時は、職員等は支給された退職金等の一部または全部をもって弁済を行うものとする。

(返納)

- 第15条 退職金等を支給後、職員等の在職期間中または退職後に本規程第8条に該当する事実があったことが明らかとなったときは、本法人は支給した退職金等の返還を求めることができる。
- 2 この場合、職員等であった者及び本規程第12条に定める遺族は誠意をもってこれを返納しなければならない。

(協議)

- 第16条 本規程に定めていない事項および本規程の内容の解釈に疑義が生じた場合等については、理事会で協議し決定する。

(改定)

- 第17条 本章の退職金は本法人の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めたときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

第4章 弔慰金

(対象者)

- 第18条 弔慰金は職員が、在職中死亡により退職した場合に遺族（法定相続人）に対して本規程に基づいて支給する。**ただし、弔慰金を支給された者は、特別退職金は支給しない。**なお、パートタイマー、嘱託職員、準職員および登録ヘルパーについては、本規程に定める弔慰金は支給しない。

(弔慰金の支給額の算出方法)

- 第19条 弔慰金の支給額は別表「正職員弔慰金」の定める金額とし、退職時の職員としての勤続年数及び労働災害（当該災害について労働者災害補償保険法に基づく所轄労働基準監督署長の認定を得る必要がある）による死亡かどうかを基準に決定する。なお、通勤災害（当該災害について労働者災害補償保険法に基づく所轄労働基準監督署長の認定を得る必要がある）の場合は、本法人が認めた場合のみ労働災害に準じて弔慰金を支給する。また、勤続年数の計算は次のとおりとする。
- (1) 勤続年数は職員となった日から起算し、職員でなくなった日の前日までの暦日によって計算する。ただし、休職期間（出向期間を除く）、産前産後休業期間、育児・介護休業期間および1か月以上継続して欠勤していた期間についてはこれを勤続年数に通算しない。
 - (2) 本法人を退職した者が、再度本法人へ入職したときは、以前に退職した勤続期間については

勤続年数に通算しない。

(3) 勤続年数に1か月未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(4) 勤続年数の上限は30年とする。

- 2 在職中特に功労のあった職員については、理事会の承認により前項の弔慰金の額を増額することがある。ただし、増額する金額については前項で定める支給額の50%を超えない範囲内とする。

(弔慰金の取り扱い)

第20条 弔慰金は遺族に対して一時金で支払う。

2 遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を適用する。

3 支払いを受けるべき遺族に同順位者が2人以上いる時の取り扱いは、その都度定める。

4 弔慰金は通貨で法人から直接遺族に支払うか、法人が遺族の届け出た口座へ振り込むことによって支払う。ただし、手数料は受取人負担とする。

5 弔慰金は、原則として職員が死亡した日から5か月以内に支給する。ただし、生命保険会社から保険金の入金のある場合は保険金の入金後に支給する。なお、理事会の承認がある場合はこの限りではない。

6 弔慰金は理事会の承認により、本規程第8条を準用して、不支給および減額することができる。

(受給権の処分禁止・差し押さえ禁止)

第21条 弔慰金を受ける権利を譲渡し、または担保に供してはならない。又、第三者はこれを差し押さえることができない。

(債務の弁済)

第22条 本法人に対し弁済すべき債務がある時は、弔慰金の一部または全部をもって弁済を行うものとする。

(返納)

第23条 弔慰金を支給後、職員の在職期間中に本規程第8条に該当する事実があったことが明らかとなったときは、本法人は支給した弔慰金の返還を求めることができる。

2 この場合、弔慰金を支給された遺族は誠意をもってこれを返納しなければならない。

(協議)

第24条 本規程に定めていない事項および本規程の内容の解釈に疑義が生じた場合等については、理事会で協議し決定する。

(改定)

第25条 本章の弔慰金は本法人の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めたときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

第5章 障害見舞金

(対象者)

第26条 障害見舞金は職員が次のいずれかの状態に該当したときに支払う。なお、パートタイマー、嘱託職員、準職員および登録ヘルパーについては、本規程に定める障害見舞金は支給しない。

(1) 不慮の事故・感染症により第2条で本法人が生命保険会社と締結した保険契約の保険約款所定の高度障害状態に該当したとき。

(2) 病気・ケガにより第2条で本法人が生命保険会社と締結した保険契約の保険約款所定の高度障害状態に該当したとき。ただし、前号で保険金が支払われる場合を除く。

(3) **障害見舞金を支給された者は、特別退職金は支給しない。**

(障害見舞金の支給額の算出方法)

第27条 障害見舞金の支給額は別表「正職員障害見舞金」の定める金額とし、退職時の職員としての勤続年数を基準に決定する。なお、勤続年数の計算は次のとおりとする。

(1) 勤続年数は職員となった日から起算し、職員でなくなった日の前日までの暦日によって計算する。ただし、休職期間（出向期間を除く）、産前産後休業期間、育児・介護休業期間および1か月以上継続して欠勤していた期間についてはこれを勤続年数に通算しない。

- (2) 本法人を退職した者が、再度本法人へ入職したときは、以前に退職した勤続期間については勤続年数に通算しない。
 - (3) 勤続年数に1か月未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
 - (4) 勤続年数の上限は30年とする。
- 2 在職中特に功労のあった職員については、理事会の承認により前項の障害見舞金の額を増額することがある。ただし、増額する金額については前項で定める支給額の50%を超えない範囲内とする。

(障害見舞金の取り扱い)

第28条 障害見舞金は通貨で法人から直接本人に支払うか、法人が本人の届け出た口座へ振り込むことによって一時金で支払う。ただし、手数料は受取人負担とする。

- 2 障害見舞金は、原則として職員が本規程第26条の対象者となった日から5か月以内に支給する。ただし、生命保険会社から保険金の入金のある場合は保険金の入金後に支給する。なお、理事会の承認がある場合はこの限りではない。

- 3 障害見舞金は理事会の承認により、本規程第8条を準用して、不支給および減額することができる。

(受給権の処分禁止・差し押さえ禁止)

第29条 障害見舞金を受ける権利を譲渡し、または担保に供してはならない。又、第三者はこれを差し押さえることができない。

(債務の弁済)

第30条 本法人に対し弁済すべき債務がある時は、障害見舞金の一部または全部をもって弁済を行うものとする。

(返納)

第31条 障害見舞金を支給後、本規程第8条に該当する事実があったことが明らかとなったときは、本法人は支給した障害見舞金の返還を求めることができる。

- 2 この場合、職員は誠意をもってこれを返納しなければならない。

(協議)

第32条 本規程に定めていない事項および本規程の内容の解釈に疑義が生じた場合等については、理事会で協議し決定する。

(改定)

第33条 本章の障害見舞金は本法人の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めたときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

第6章 廃止

(廃止)

第34条 本規程の適用日後10年目の日を含む年度以降において、本法人の決算で資金収支計算書の事業活動資金収支差額が3期連続でマイナスとなった場合は、3期目の年度末に本規程を廃止する。

- 2 前項の場合、第3章の退職金については、本規程の廃止日に自己都合退職したものとして退職金等の額を計算する。

(附則)

1. この規程は、令和2年5月18日より施行し、令和2年4月1日より適用する。
2. この規程は、令和3年6月10日より改正施行する。
3. この規程は、令和5年4月1日より改正施行する。
4. この規程は、令和5年6月27日より改正施行する。

別表 正職員特別退職金

基本給（月給）（円）	勤続年数	甲（定年退職）（金額）	乙（中途退職）（金額）
180,000 円未満	5 年未満	0	0
180,000 円以上 185,000 円未満	5 年以上 6 年未満	80,000	64,000
185,000 円以上 190,000 円未満	6 年以上 7 年未満	160,000	128,000
190,000 円以上 195,000 円未満	7 年以上 8 年未満	240,000	192,000
195,000 円以上 200,000 円未満	8 年以上 9 年未満	320,000	256,000
200,000 円以上 205,000 円未満	9 年以上 10 年未満	410,000	328,000
205,000 円以上 210,000 円未満	10 年以上 11 年未満	500,000	400,000
210,000 円以上 215,000 円未満	11 年以上 12 年未満	700,000	560,000
215,000 円以上 220,000 円未満	12 年以上 13 年未満	900,000	720,000
220,000 円以上 225,000 円未満	13 年以上 14 年未満	1,100,000	880,000
225,000 円以上 230,000 円未満	14 年以上 15 年未満	1,300,000	1,040,000
230,000 円以上 235,000 円未満	15 年以上 16 年未満	1,500,000	1,350,000
235,000 円以上 240,000 円未満	16 年以上 17 年未満	1,700,000	1,530,000
240,000 円以上 245,000 円未満	17 年以上 18 年未満	1,900,000	1,710,000
245,000 円以上 250,000 円未満	18 年以上 19 年未満	2,100,000	1,890,000
250,000 円以上 255,000 円未満	19 年以上 20 年未満	2,300,000	2,070,000
255,000 円以上 260,000 円未満	20 年以上 21 年未満	2,500,000	2,250,000
260,000 円以上 265,000 円未満	21 年以上 22 年未満	2,750,000	2,475,000
265,000 円以上 270,000 円未満	22 年以上 24 年未満	3,000,000	2,700,000
270,000 円以上 275,000 円未満	24 年以上 26 年未満	3,250,000	2,925,000
275,000 円以上 285,000 円未満	26 年以上 28 年未満	3,500,000	3,150,000
285,000 円以上 295,000 円未満	28 年以上 30 年未満	3,750,000	3,750,000
295,000 円以上	30 年以上	4,000,000	4,000,000

※ 退職金を年金で支給する場合は、退職金支給率に1.05を乗じる。

※ 勤続年数と基本給（月給）の少ない方を適用する。

別表 嘱託職員特別退職金

勤続年数	甲（当然退職）（金額）	乙（中途退職）（金額）
3年未満	0	0
3年以上4年未満	30,000	24,000
4年以上5年未満	60,000	48,000
5年以上6年未満	80,000	64,000
6年以上7年未満	160,000	128,000
7年以上8年未満	240,000	192,000
8年以上9年未満	320,000	256,000
9年以上10年未満	410,000	328,000
10年以上	500,000	400,000

※ 正職員の定年退職後に再雇用する嘱託職員である者のみ適用する。

別表 正職員弔慰金

勤続年数	労働災害による死亡（金額）	労働災害によらない死亡（金額）
5年未満	100,000	100,000
5年以上8年未満	1,000,000	500,000

8年以上11年未満	1, 500, 000	1, 000, 000
11年以上14年未満	2, 000, 000	1, 500, 000
14年以上17年未満	2, 500, 000	2, 000, 000
17年以上20年未満	3, 000, 000	2, 500, 000
20年以上23年未満	3, 500, 000	2, 800, 000
23年以上26年未満	3, 700, 000	3, 200, 000
26年以上30年未満	3, 900, 000	3, 500, 000
30年以上	4, 000, 000	4, 000, 000

- ※ 在職中特に功労のあった職員については、理事会の承認により弔慰金の額を増額することがある。ただし、増額する金額については上記「正職員弔慰金」の額の50%を超えない範囲内とする。
- ※ 通勤災害(当該災害について労働者災害補償保険法に基づく所轄労働基準監督署長の認定を得る必要がある)の場合は、本法人が認めた場合のみ労働災害に準じて弔慰金を支給する。

別表 正職員障害見舞金

勤続年数	金額
5年未満	100, 000
5年以上8年未満	1, 000, 000
8年以上11年未満	1, 500, 000
11年以上14年未満	2, 000, 000
14年以上17年未満	2, 500, 000
17年以上20年未満	3, 000, 000
20年以上23年未満	3, 500, 000
23年以上26年未満	3, 700, 000
26年以上30年未満	3, 900, 000
30年以上	4, 000, 000

- ※ 在職中特に功労のあった職員については、理事会の承認により障害見舞金の額を増額することがある。ただし、増額する金額については上記「正職員障害見舞金」の額の50%を超えない範囲内とする。